

保険給付等の公金受取口座利用届

年 月 日申請

東洋水産健康保険組合 御中

保険給付等の申請にあたり、下記内容にて公金受取口座を利用します。

	記 号	番 号	所 属 事 業 所
被保険者氏名			
申請する保険 給付等の種類 (数字に○を つける)	※高額療養費・付加給付は、当健保から自動的に給付を行いますので申請は不要です。 ※下記に該当しないものは、公金口座利用の対象外です。		
	1. 療養費（海外療養費含む） 2. 傷病手当金 3. 埋葬料 4. 出産育児一時金 5. 出産手当金 6. 任意継続被保険者の保険料の還付		

【公金受取口座利用にあたってご留意いただきたいこと】

- この届は、保険給付等の申請書・届出書と一緒にご提出ください。
- 被保険者が公金受取口座としてマイナポータル等であらかじめ指定した口座に振り込みます。
- 被保険者等が公金受取口座情報を登録・変更・抹消した場合、預貯金口座の実在性の確認等が行われるため、登録した情報等の反映までには数日程度を要することがあります。その場合は、変更前の口座（給与振込口座）に振り込みされる場合があります。
- 情報連携により公金受取口座情報を取得できなかった場合や、取得した口座に振込手続きを行った結果、振込不能となった場合には、申請者に振込口座の再確認などをいたしますので支払い日が遅くなることがあります。
- 支給申請書の記載名と公金受取口座の名義が異なる場合には、申請者に対して申請情報に誤りがないか等の確認したうえで振り込み手続きを進めますので、支払日が遅くなることがあります。
なお、マイナンバーカードに旧姓併記をしている場合、住民票に通称名を登録している場合は、上記の被保険者氏名に公金受取口座の名義を併記して下さい。
- 被保険者が、本届出書を提出した後で、保険給付等の振込先を変更前の口座（給与振込口座）に戻す場合は、「保険給付等の振込先を公金受取口座から給与振込口座に変更する届出書」を提出して下さい。
(そのために、公金受取口座情報を変更又は抹消する必要はありません。)
- 給付対象が複数月にまたがり申請・届出が複数回となる場合も、保険給付等の申請書・届出書ごとに本届出書が1枚ずつ必要です。

健康保険組合使用欄

[受付印]

理事長	常務理事	事務長	担当者